

首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアルの運用面に関する合意事項

「首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアル」の運用に関し、日本新聞協会、全日本航空事業連合会、日本航空機操縦士協会の関係協力団体と政府側とで協議した結果、以下の合意事項を確認した。

- 1 「本文2.(2)エ飛行予定等の通報等」は、関係機関に対する条項であり、関係協力団体から政府災害対策本部及び都県災害対策本部への飛行予定等の通報はマニュアルに定められていない。ただし、当該マニュアルの適用期間に限り、関係協力団体の航空法第97条(飛行計画の通報)2項の情報を政府災害対策本部及び都県災害対策本部が利用することは支障ない。
また、「本文2.(2)エ飛行予定等の通報等」に定めた「政府災害対策本部は、関係機関の各飛行予定に一連番号を付して、関係機関等に電子メール又はFAX等により通報する。」を確実に実行する。
- 2 本文3.(4)天候不良時等における飛行機数の制限時でも、新聞・通信、テレビの報道代表機(新聞協会加盟の代表機)の取材はできるよう考慮する。
- 3 他地域のマニュアル作成時は、関係協力団体にも連絡し、了解事項とする。
- 4 マニュアル及び合意事項の運用について適宜協議する。特に、以下の事項に関して引き続き検討し、必要の都度見直しを行うものとする。
 - 1) 安全運航確保手段の決定権を政府災害対策本部に一元化すること又は都県災害対策本部に権限の一部を委任することの是非
 - 2) 指定飛行経路に関する飛行検証の成果の反映
 - 3) 首都直下地震発災後の特別管制区に関する事項の整理
 - 4) 全般情報提供所と臨時情報提供航空機または機関等の役割分担